

平成 18 年度 第 4 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 18 年 6 月 29 日（木）15:30～15:56

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

○司会 それでは、第 4 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに、宮内議長、お願いいたします。

○宮内議長 ただいま、第 4 回の「規制改革・民間開放推進会議」が終わりましたので、その模様につきまして御報告申し上げます。

本日は、中馬大臣、山谷大臣政務官に途中から御出席いただきました。

本日の主な議題でございますが、夏までの答申のとりまとめという作業を進めている最中ございまして、その進捗状況につきまして担当委員から御報告いただきまして、それを中心に議論を重ねたということでございます。

したがいまして、これは前回も、前々回も同じでございますけれども、素案とか議事録というのは、ちょうど、まだ折衝の最中でございますので、詳しくお話しできる状況ではございません。

とりあえず、今、私どもが努力しておりますのは、少しでも合意事項を政府のいわゆる「骨太方針」に反映してもらえるように、これは期日が余りありませんので、ぎりぎりのところで折衝を進めていくということ。

それから、夏の答申は、初めの予定から少し遅れまして、大体 7 月の下旬ぐらいにとりまとめたいと思っております。ですから、政府の「骨太方針」が出た後も、細かい点につきましてできるだけ詰めをいたしまして、私どもの答申としてまとめたい。この作業を、暑い夏でございますけれども、これから委員の皆様方に御努力いただくということでございます。

折衝の内容につきまして、前回から大きな進展があったかといいますと、これはなかなか寸刻みの作業が多うございまして、大きく御報告できるようなことにつきましてはまだ出てきておりません。細かい点につきまして少し動いているところもあるし、なかなか動かないのではないかという心配があるところも出てきているというのが現状でございます。

この重要事項以外で議論いたしました点は、例の「市場化テスト法」が生まれまして、それに基づきまして監理委員会、正式には官民競争入札等監理委員会が生まれるわけございまして、公共サービス改革法に基づきまして、通称監理委員会が実際の作業をしていただくということになりますので、私どもの会議といたしましては、新たに生まれますこの監理委員会とできるだけ連携いたしまして、この「市場化テスト法」の持っている内容が実現できるように探っていくべきではないか。そういう強い御意見も出まして、今度、監理委員会が発足いたしましたら、實際上、委員の皆様方といろいろ意見交換するという

ことが非常に重要だと思しますので、そういう作業を進めてまいるといことで、皆様の賛成を得ました。

それで、7月下旬に向けまして、これから作業をしていただくわけでございますけれども、この下旬には案文としてまとめないといけませんので、この案文作成の作業というところまで各担当主査にお願いし、議長、議長代理もそこへ入りまして、最終のまとめに入るというのがこれからの作業でございます。

私からは、以上でございます。あとは、議長代理、総括主査の皆様もおられますので、御質問にお答えする形にしたいと思います。

○司会 それでは、御質問のある方は、御自身の所属とお名前から御発言をお願いいたします。御質問、ございませんでしょうか。

御質問は、特によろしかったでしょうか。

○記者 去年と比べて、骨太の素案などを見ると、規制改革の記述が若干、我々の印象からすると少なかったり、目玉を欠いているところもあるかと思います。

その一つの理由なのか、そのところをお伺いしたいんですけれども、やはり、宮内議長の、今、いろいろ村上ファンドの問題とかそういったことが。

○司会 その件は、この後、引き続き、この場で宮内議長の方から話をさせていただきますので、まずは今日の間答申の審議の関係の御質問をいただければと思います。

○記者 では、結構です。

○司会 ほかに、本日の議事について、御質問はございませんでしょうか。

○記者 「骨太の方針」でやるものについては、7月上旬の決定以前に文書なりで示していただけるということによろしいのでしょうか。

○宮内議長 私どもの答申というのは、非常に細かい文書になるわけです。骨太に書かれるというのは、そういう細かいものでなく、言うならば、まとめて書かれるということですから、それまでに我々の議論で、細かい点も含めてまとまったものについては、それをずっと縮小した形で骨太に盛られるということです。

それから、我々は、そのまとまったものと残ったものを、やはり7月末の答申までに少しでも増やしていくという作業は続くということになるわけです。

○記者 こちらの会議として紙を出すということではなくて、結果、盛られたものがそうなるということなんでしょうか。

○宮内議長 そうということです。

○記者 通信と放送分野については、既に骨太の中に政府・与党合意が書かれているんですけれども、規制改革会議としては、新たに何か盛り込む御予定はあるんでしょうか。

○鈴木議長代理 骨太自体が決定が遅れていますね。来月だという話を聞いております。この間、20日でしたか、一応、経済財政諮問会議の素案のようなものは拝見しております。つまり、政府・与党合意に基づいて云々というような文章は見ております。 そのとおり

になるかどうかは、骨太が現実に出てみないと、私は存じ上げません。そういう形になるとして、当然、それは閣議決定されるわけですから、それを我々としても受けるのは当然です。

しかし、我々は幅広い範囲で提言しておりますから、骨太の閣議決定せられた内容に関わるものについてはリファアーするのは当然のことですが、その細部は、意見が一致する場合に、どういうふうにやっていこうかという問題があります。細かいことを決めてあげないと、方針だけでは事は進みませんから。この問題については、担当の総務省と協議して、できるだけ細かい点を決めて実際に動くようにすることが必要で、そのための合意を得るように努力したいと思っております。

○記者 ほかは、御質問ございますでしょうか。本日の議事についての御質問はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事についての会見は、これにて終了いたします。

(平成 18 年 6 月 29 日開催の会議についての会見は以上です。その際、以下の質疑もございましたので、掲載致します。)

○宮内議長 もし、何か御質問等がございましたら、どうぞ。私からは特にありません。

○司会 本日の議事については、一応、これにて会見の方を終了いたしますので、宮内議長、引き続きよろしく願いいたします。

○宮内議長 前回、前々回御質問いただきましたこともございますが、私がお答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

○司会 どうぞ。

○記者 先ほども申し上げたように、若干諮問会議等の中でも、規制改革に関して各省庁の巻き返しを許す素地というものに、実際、宮内議長と報道されていることによる村上ファンドを支援したこととか、そういったこととの関連について説明をしていただける場が、今までノーコメントということだったんですけれども、今こういう状況になっていることについて率直な感想というか、規制を改革していくことは決して悪いことではないという信念に基づいてずっとやってこられたと思うんですが、それについて御意見をお聞かせください。

○宮内議長 私は、鈴木議長代理も一緒ですけれども長いこと規制改革をやってまいりまして、初めは一つひとつの規制、小さな問題、統制色をなくしていくというような問題からずっと取り組んできたわけですが、ここ 2、3 年取り組んできている問題というのは、例えば医療制度だとか、農業だとか、株式会社の参入だとか、非常に社会制度として変えていくというようなかなり大きな問題になってきました。

そしてその次は、最後に官自体が経済活動をしている、そこへ民間の力をどれだけ入れればいいのかというような、言うならば民間以外の部門の経済活動の活性化をどのようにし

て達成したらいいかという、非常に大きなテーマに当然当たってこないといけないし、そういう時期に入ってきました。

したがいまして、日本で 50、60 年続いている制度を動かすと。これは動かすべきだという意見もあるし、今までの方がいいんだという意見もありますし、そういう意味では対立軸といいますか、考え方の相違というのはかなり大きくなってきました。したがいまして、1 つのことを動かすのは非常に難しくなっていて、それを成果が少ないと取られますと非常に残念なのですけれども、またそれと、いわゆる村上さんとの問題が関連しているというふうにとられますと誠に残念なんですけれども、私はそういうものではなく、当会議の取り扱っている問題が非常に大きいんだと。

そして、国民の理解を得て動かすということは、ほんのこの間まで私は、1 つの問題に 3 年かけると動くと思っていたのですけれども、最近ではなかなか 3 年ではちょっとしんどいかなということですが、やはり私どものメンバーとしましては、それでもそういう制度は世の中に動きにつれて変えていくということが日本の経済を活性化させて、グローバル時代の中で日本が経済的に強い国として生き残れる道ではないかと、私自身はそういうふう信じておりますし、まだ苦労しながらいろいろな仕事に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

○記者 福井さんの問題とか、そういうもの以前に村上さんという、宮内さんが会長を務められている会社の持ち分法の連結対象会社のトップが起訴されたということについての感想というか、どういうふうにとらえていらっしゃるかというのを、なかなか聞く機会がないのでお聞かせいただけますか。

○宮内議長 余り、私からある人のことを申し上げるのは大変失礼だと思うのですけれども、98 年でしたか、99 年でしたか、そのときにお目にかかってお話を聞いたときに、やはり当時の日本の経済を考えていただきますと、今と全く違って、もう日本の経済はどうなるんだろうと、日本の企業はどうなるんだろうという危機感が非常に強かったときでございます。そういう中で、やはり構造改革とともに日本の企業を活性化することとは非常に重要なのだろうというふうにかねて感じておりました。そこへ、村上さんは考え方としては同じようなお考え方で、しかもそれを投資という形で実現するというお話でしたので、それは事業としても成り立つし、意味もあるのだろうと、そのときはそう思ったわけです。

ですから、その後、確かに、私どもオリックスという会社も新しい会社ですから、金融サービス事業の中で、できれば新しい金融商品だとか、新しい金融取引を世の中に紹介したいという気持ちがありますし、ファンドのお金を集めるとかというのは私どものあるセクションの本業でございますから、そこが協力したと。

不明と言え、例えば、そのときに数年後に犯罪行為になるということは、残念ながら私としては想像できなかったということです。

○記者 話の続きなんです、そうすると現在のところ村上ファンドについての御認識と

して、御自分の会社が契約の窓口になっていたりしたこと。

それから、福井総裁の投資事業組合の計画においても、会社が深く関わっていたことについての御責任を感じるところは今のところないというお考えですか。

○宮内議長 先ほど言いましたように、私どもが資金運用をする方の資金をああいう形でファンドにお世話するというのは、本業の一つです。

個人でお入りになる方について、いろいろなファンドの組成の仕方がありますけれども、あの場合は、私も最近勉強したのですが、法律専門家等の意見を得て、ああいう形のものをつくったと。個人でお入りになる方、どなたにも、例えば特別な形のものを提供したということは一切ございません。当時は、我々も民間金融事業者、投資家も民間人ということでございますから、その当時としては、通常の業務だと思っております。

○記者 国会における参考人招致の動きが野党側から出ていますが、これには応じる考えはあるのかというのが1点。

もう一つ、これは個人的な疑問なんですけど、規制改革会議の中で委員が自らの業種に関わる部分で改革の要望を出したり、議論されて、それが政府の政策となっていくというプロセスについて、全く関係ないこともありましたけど、中にはそういうものもあったと思うんですけども、そういうことについて疑問を感じる向きもあるんですけど、その辺についてはどうお考えですか。

○宮内議長 これは、私より委員の方が御存知かも知れませんが、私の了解しているこの会議というのは諮問機関でございますので、経済の全分野について検討しているわけでございます。ですから、私のような民間事業者が入りますと、おまえの関係するところをやっているのではないかと、だれがやってもなるわけです。

私どものように、金融サービス業の場合は接点が多ということでございますけれども、ただ、私自身は社業を横に置いて、私の思いとして、やはり日本の経済の活性化ということでやってまいり、諮問機関でございますから、我々は決定する権限はないわけです。しかも、議長は各担当の責任者が折衝されるものをまとめるという役でございますから、そういう意味で、私個人的には、今、おっしゃったようなことで思い当たることは全くございません。本当に会社と全く関係のない個人の立場で会議に参加し、私が手を挙げたわけでもございませんで、やれと、そして、やはり規制改革は意義があるということで今日までやってまいったというのが実態でございますので、もし、それに疑問があれば、そんなことがあったら、他の委員から、それはおかしいという声は、もう十何年やりますから、当然に出るのではないかと私は思います。

○鈴木議長代理 それに関連して、私から議長代理として発言させていただいてよろしいですか。

私も、宮内さんとは長い間一緒に仕事をさせていただきましたけれども、これは先回も申し上げたのですが、今日は先回お見えにならない記者さんもいると思いますので、申し上げます。

宮内さんが、規制緩和に対して非常に深い情熱を持って十数年過ごされて、今日の規制緩和を達成してきたというのは、何も私、議長代理だから言うのではなく、世間が認めるし、私もそう信じておるということをまず申し上げておきます。

それから、今のような話ですけれども、前からもそういうことはよく言われるので、先回は明確に否定しておきましたが、私は今まで宮内さんの仕事に関連するような、あるいはそういう可能性のあるような問題について、例えばこういう規制を取ってくれたとか、ああいう規制はどうしてくれたとか、こういうような注文があるとか、というような質問が前にありましたが、そういうことを宮内さんから言われたことは、一切ありませんでした。

これはファクトですから。そういうことではなくて、我々に対して、日本の規制をどういうふうにしきと取っていき、きちと取るだけが目的ではなくて、生々とした日本の経済、社会をつくるために取っていくわけですから、そういう使命感を持ってやっているわけで、そういうことをやっていくのを見守ってはもらいましたが、自分のビジネスに関連してそういうようなことをやってくれという注文は一切ありませんでした。

これだけは明確にしておきますから、皆さん、絶対に誤解のないようお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

○記者 参考人招致の方についてはどうですか。国会が要求する向きがあるんですが、それについて国会の場で説明されるお気持ちはおありでしょうか。

○宮内議長 私は、やはり民間同士の事業の契約関係、民間の自由な契約で事業をやっているということで、国会というものと何となくそぐわない気がします。

○司会 そろそろ終わりにしていただけますか。

○記者 要求があれば、応じる気はあるということですか。

○宮内議長 参考人というのは参考人ですけれども、世間のパーセプションだけで我々の事業自身にマイナスが来るということを、やはり会社の責任者として考えないといけない問題があります。

○記者 契約時は民民の関係だったから、応じる必要はないということでもいいわけですか。

○宮内議長 別に、そういうことを確として考えているわけではございませんけれども、違和感がございます。

○司会 どうぞ。

○記者 先ほど、通常の業務というお言葉をお使いになったんですが、それ以外にも役員を派遣されたり、5月で引き上げられていますけれども、資本金を入れていらっしゃるって、かなり経営に関与されていたという理解なんですけれども、そういった会社が、今回、インサイダー取引事件を起こしたことについての責任という点では、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○宮内議長 出資は、初め、村上さんには申し訳ないのですけれども、村上さんの資金力その他から言いまして、かなり出資をしてあげないと言うと大変失礼ですけれども、な

かなか動かなかった状況でございます。私は、立ち上げのときに、言わば手を差し伸べていくというのは非常に大事だと思っております。その後、ごらんのとおり、大変、完全に独り立ちされたという感じでございました。

確かに、社外役員も出ておりましたけれども、投資を決定するのは、実は、何という名前でしたか、委員会がございましてそこでやっておられて、私どもは一切そこに関与できないことになっておりましたから、そういう意味では、残念ですけれども、なかなか責任が感じられない。非常に残念だと思うのですけれども、そういう思いです。

そういう意味で、やはり独り立ちになられたら、恐らく、オリックスの保有株は多いと思われたのだと思うのです。そういうことで、ちょうどシンガポールに行くということで、こちらはおしまいにしたいというお話で、それは完全に独り立ちされておりますから、そういう時期だろうということでございます。

○司会 それでは、これにて会見を終了したいと思います。ありがとうございました。